

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成22年6月1日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 平成22年5月7日から平成22年8月10日まで
- 3 作業地域 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、小城市、嬉野市、神崎市、  
神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、上峰町及びみやき町並びに  
西松浦郡有田町